

歴史の教訓（その４）

杉山 和男 *Kazuo Sugiyama*

（財）国際貿易投資研究所 理事長

戦争を止むなしとする国民世論の形成には、前回述べたようにマスコミの影響が極めて大きかったが、同時にもう一つ、軍国主義的青少年を育成するための初等、中等教育も強力な役割を果たした。同年代の人には珍しくもない共通の話だが、筆者自身の体験を回顧しておきたい。

生まれたのは1927年（昭和2年）で、小学校入学は1934年（昭和9年）であるが、入学前の幼年期から、たとえば講談社の絵本で「神武天皇」「大楠公」「乃木大将」「広瀬中佐」「肉弾三勇士」などを讀んだり、靖国神社の例大祭（いろいろな見世物があった）や連隊の軍旗祭に出かけたりして、軍国主義的雰囲気の下に少年となった。

小学校は立派な先生方がそろっていたが（注1）、四大節（新年、紀元節、天長節、明治節）には御真影（天皇、皇后の写真）の前で校長が恭しく教育勅語を奉読し、その勅語や天孫降臨時の神勅（万世一系の由来）なども低学年のうちに暗誦させられ、修身、国語、歴史の時間などで、天皇が最高絶対の存在であること、忠君愛国が国民の最高の美德であることを教えられた。文武の忠臣の代表が和氣清麻呂と楠木正成であり（2人の銅像は今も皇居前広場に在る）、三大逆賊が弓削道鏡と足利尊氏と美濃部達吉だとも聞かされた。現人神（アラヒトガミ）という昭和天皇の姿を初めて身近に眺めたのは、満州国皇帝が来日し、二人が美々しく勇壮な近衛槍騎兵を先駆

とし、馬車で赤坂離宮（現在の迎賓館）に向かうのを小学生だけが赤坂見附の歩道まで歓迎に出た時だった。しかし、帰校途次、同級生と「神様だというのが、普通の間人みたいだね。食事もするし便所にも行くんだろ」などと囁き合ったものである。

2.26 事件の時、校舎は鎮圧部隊の仮兵舎になったし、翌年支那事変が始まると、六本木にあった連隊に召集され戦場に赴く兵士たちが近所の家々に分宿したりして、38 式歩兵銃を持ち緊張した眼差しの兵隊達に接する機会が増えた。1940 年（昭和 15 年）中学に進むと、その同じ銃を持つての戦闘訓練が学校教練として始まり、長文の「軍人勅諭」を暗記し原文の万葉仮名で筆で書かされたこともあった。

2 年生の時の 12 月 8 日、登校して対米英戦開始の放送に驚いた。真の宿敵との決戦だと身ぶるいするような緊張感と一種の爽快さを感じるとともに、大陸の戦線だけでも大変なのに勝算があるのだろうか、比島には多数の空の要塞 B17 がいるというのに空襲はあるのかなどと心配した。

中学の先生方も厳しいが優しい「恩師」の名に値する人物が大勢いて、自由な思考を尊重する雰囲気は失われてはいなかったが、国の皇民化教育の方針は一段と強化されてきたようだった。そこで、1937 年と 41 年にそれぞれ文部省が出版した「国体の本義」と「臣民の道」というパンフレットを熟読してみたのだが、肇国の神話や万世一系の皇統や八紘一宇の理想や天皇のため死ぬ榮譽などが並べられているが、どうにもよく理解できなかった。そして当時皇国思想のバイブルともいわれた杉本陸軍中佐の「大義」という本（今でも靖国神社で売っている）を読むに及んでやっと、国体論とか皇国史観というのは天皇教ともいえるべき宗教的な思考で、これを

是認するかどうかは信仰の問題であると納得したような気がした。教育による軍国主義的世論形成の話はここで終わるのだが、その後の体験について少し付言することを許されたい。

戦局はたちまち敗色濃厚となり、1943年（昭和18年）10月には文科系学生の就学中徴兵猶予もなくなり、翌年には学徒勤労動員で中学上級以上の学校教育はほとんど停止となった。そこで散々迷った末、当時法律や経済をまだ教えている海軍経理学校に入った（注²）。そこではたしかに東大や一橋の有名教授の講義はあったし、カッター訓練や海軍体操、駆け足などの猛訓練により体力は強化されたし、士官としてのプライドや責任感など後の人生に役立った教育もないわけではなかった。しかし、「国体」や日本歴史や軍人精神についての教育は、すでに哲学や宗教についての関心の芽生えた筆者にとっては、中学時代に比べても幼稚でお粗末なものと感じられた。また朝に夕に間断なく行われた上級生による鉄拳制裁は（さすがに水兵のようにバットで殴ることはなかったが）、日本軍隊内の最悪の愚劣極まる慣行と思われ、こんなことを容認している教官達の間人性にも疑問を抱いた。

しかし、沖縄も占領され、米軍の本土上陸作戦が間近に迫った時点では、老幼、女性を含む同胞全滅の前に我々強健な若者がまっ先に戦って死ぬのはもはや止むを得ないことと覚悟し、対戦車自爆攻撃の訓練に励んだりした。だが、荒々しい罵声と私的制裁の横行する日々の果てに死を迎えることはいかにも残念至極に思われた。このような我々の体験は、海軍士官養成所の教育としては末期的症状のものであったかもしれない。しかし、こうした教育課程を経て貴重な兵士の命を預かる良識ある士官が養成されたとは思えない。まして13歳ぐらいの少年期から陸軍幼年学校などでこれに似た教育

を受けたとしたら、人間としての幅広い教養を得る機会を逸し、勇敢で憂国の情はあるが視野の狭い唯我独尊的青年将校が出来上がるのは不思議ではなく、昭和史において彼等が日本の政治乗っ取りの原動力となったのも無理からぬところと推測する。ただ、そのような教育にもかかわらず多くの尊敬すべき軍人が存在したことも事実であり、それは（注1）に記した師範学校と同様、優秀で良質な少年達がこのコースを選択したからではないかと思っている。

個人的体験に関する雑談に及んでしまったが、以上で太平洋戦争という無謀な戦を開始し、惨敗を喫した要因と筆者が考える3つの点についての記述を終わりたい。そして思う。この3点、即ち国際情報の不足、指導者の資質の欠落、マスコミと教育の偏向による誤った世論形成、これらの過去の欠陥は今日の日本において克服されたといえるのであろうか。

日本は愚かな戦をした。しかし愚かであったからといって日本だけが倫理的に劣っていたために戦が行われたとは思えない。たしかに中国大陸では出先軍人の暴走や相手国の蔑視といった要因があったと思われるが、特に太平洋戦争と称される戦は、むしろ挑発され追い込まれ「清水の舞台から飛び降りる」気持ちで開始された感が深い。このことと関連し最後に東京裁判についての感想を述べることにしたい。

いうまでもなく、東京裁判は敗戦の翌年1946年（昭和21年）1月のマッカーサーの極東軍事裁判所設立に関する命令で設置された法廷において、降伏文書に調印した戦勝9カ国にフィリピンとインドの2国を加えた11カ国の判検事により、満州事変まで遡り終

戦までの各時期における日本の政治、軍事のリーダー 28 人を被告として行われた。同年 4 月 29 日に始まり、2 年半後の 1948 年（昭和 23 年）11 月 12 日に全被告を有罪とする判決をもって終了したもので、既に多数の著書やシンポジウムがあり、筆者などはその一部に触れたのみであるが、今日思う所を簡単に述べておきたい（注 3）。

この裁判については「文明の裁き」として積極的に評価する意見と「勝者の報復」（米国にとっては真珠湾奇襲やパターン死の行進について、英、仏、蘭については植民地喪失についての復讐）としかみない説と極端に評価が分かれるが、裁判当時は一般国民は日々の糧を得るのに精一杯で関心が薄く、惨憺たる焦土をもたらしたリーダー達への怨みもあり被告に冷淡な見方が多かったと思う。そのうえ占領軍の検閲対象に「東京裁判批判」という一項目が入っていたためもあり（注 4）、積極評価論が大部分であり、占領軍の日本民主化政策の一環としての評価、歴史解明への寄与、戦争防止に関する国際法進展への貢献等が強調された。しかし占領終結、占領軍の検閲廃止の頃からやっと資料の公開も行われるようになり、批判論が輩出し、今日ではむしろこれが大勢を占めるに至っていると思う。ここでは今日でもなお痕跡をとどめている積極評価論を批判しつつ私見を述べたい。

まずの民主化政策の一環だったという説について。米国の占領政策には二面あり、日本を自国同様の民主国家に変えようとする狙いと、再び自国に反抗できぬよう弱体化し、精神面を含め日本人の背骨をたたき割ろうとする目的とが併存していたと思う。冷戦の進行、特に朝鮮戦争の勃発を機に後者の色彩は薄れていったのだが、この裁判は後者のための政策の典型であり、日本が行った昭和の戦

争はすべてが日本のアジア侵略、世界征服のための侵略戦争であり、これに対する連合国の闘いが崇高なものであったことを証明する勝者の正義宣言のための儀式だったと思う。ちなみに主席検察官キーナンは長い冒頭陳述の始めに、「被告は文明に対し宣戦布告をした。民主主義とその基礎即ち人格の自由と尊厳を破壊せんと決意した。偉大なる民主主義国に対し侵略戦争を開始した」とし、この裁判は文明諸国が非文明で野蛮な日本を裁くものとまず宣言した。

日本人自身もこれに同調する者が多かったが、一例として判決当日の朝日新聞の社説の一部を引用しておく(注5)。「まずこの裁判は、いわゆる国策を支持したこれに追随した国民一般に強く反省と清算を要求し、我々が未来に建設すべき日本の姿を明確に平和国家として規定するものだという点である。この要求と規定はいつまでも日本国民の行動を規制するものである。……モスクワ宣言、ポツダム宣言を貫き、さらにたくましい流れとなって東京裁判を貫いたものが実に戦勝諸国の平和確保への烈々たる熱意であることはおのずから明らかである」。

無論、占領終結により言論の自由が回復されるや、これに対する反論は続々と表れた。ここでは、竹山道雄一高教授の著書の一節のみを転記しておきたい(注6)。「東京裁判の判決を聞いた時、我々は漠然とながら不審の念を抱いたが、それは大体次のようなものだった。

- (イ) 法の不遡及を無視し事後法により律せられたことについてあの裁判に対する懐疑を抱いた。
- (ロ) ソ連に対する日本の侵略、そんなものはなかった。これが裁判の無法感を決定的に植えつけた。
- (ハ) 広田氏の処刑が多くの人の感情を衝撃した。」

また天皇制ファシズムや共同謀議など存在せず、むしろ国に中心がなかったことが日本の欠陥だったとし、「この裁判はギリシャ以来の知性とキリスト教の神の正義により生まれた（文明）の名において行われた。しかしその（文明）とはお粗末なものだった」と書いている。

次に の歴史的事実を明らかにしたという評価についてみるに、1928年（昭和3年）にまで遡って歴大な数の証人と資料により昭和の政治史、軍事史を構築しようとしたこの裁判により多くの歴史的事実が明らかにされたり、検討の俎上に載せられたことは確かである。一例を挙げれば筆者自身も、ブレイクニー弁護人の陸軍省顧問のボランティア証人への訊問により、1941年11月20日の日本側提案を米側が最後通告と受けとめ、26日のハルノート通告後ハル長官が「交渉は軍の手に移った」といった事実、また12月7日午前10時暗号解読により日本側通告文の大部分を読んだルーズベルト大統領が「これは戦争だ」といった事実を確認したし、さらに従来の交渉内容からあまりに飛躍したハルノートに接し、絶望した東郷外相を含めもはや閣僚にも統帥部にも開戦に反対する者は皆無となったことも知った（注7）。

しかしその反面、弁護人側の反対訊問が宣誓口述書の範囲内に限定されたり、弁護人側の証人、証拠の申請が、「重要でない」「関係が薄い」さらには「連合国を裁いているのではない」「連合国を侮辱するものだ」などの理由で度々却下され、事実の解明が不徹底となったケースは数多い。また偽証罪の適用もなかった。一例を挙げれば、旧満州国皇帝溥儀はすべて関東軍の指示で行動し自分の意思は全く表明できなかつたと証言し、ブレイクニー弁護人の鋭い追及も逃げきったが、18年後の自著「わが半生」で数々の偽証をした

ことを自ら告白している（注⁸）。従って事実といっても、検察側の主張がそのまま判決に取り入れられているものが大部分であった。しかるに日本人の中にも判決内容が歴史的事実であるかの如く考える人々もあり（注⁹）、昭和の戦争がすべて日本の侵略戦争であり、犯罪行為であり、日本人ほど好戦的で残虐な国民はないといった「東京裁判史観」が流布され今日でも大きな影響を持っていると思われる。

裁判のプロセスからみてもこの裁判により歴史的事実がすべて明らかにされたなどとは到底いえない。その関係資料の解明も含め、若き世代の歴史家達が真実の探求を試みてくれることを期待する。

の国際法との関係については全くの専門外である筆者に論評の資格があるとは思わないものの、専門家の中に「国際法は国内法と異なり長期にわたり事実の上に形成されるものであり、戦争、特に侵略戦争が違法なものであり、これに関与できる地位にあった者は個人としても責任があるという問題は、不戦条約では明示されていないが、慣習法ないし規範意識として形成されつつあり、東京裁判もニュールンベルク裁判とともに形成途上の法を結晶させていく法創造的役割を果たした」という説もあるが（注¹⁰）賛同できない。

上述したように戦勝国の検事と判事のみで構成され、戦勝国の行為については一切議論が許されず（無差別爆撃、原爆投下、ソ連の侵略、暴挙等）、強引な訴訟手続きで実施された東京裁判が、果たして国際法形成の礎石たりうる裁判の名に値するものであろうかという疑念がぬぐえないからである。

極端な例であると思うが、早くも東京裁判進行中に（1947年、昭和22年3月）この裁判に熱烈なエールを送った東大法学部長横田喜三郎教授の「戦争犯罪論」（有斐閣法学選書の一冊）の要点を

紹介しておく。まず「戦争犯罪の観念が根本的に変化し、国際法の改革が行われている」とし、「重要なのは実質である。実質的に犯罪としての性質を有するか、処罰すべき理由があるかということである。もし実質的に十分な理由があるならば、形式上のささいな不備などはしいてこだわるべきではない」という。その「ささいな不備」とは罪刑法定主義違反を指しており、「この主義は専制君主制の下で裁判が恣意的に行われることへの反動として、それを防止し人権を保障するため採用されたものである。そうだとすればかような恣意的裁判の行われる可能性のない所（東京裁判を指す……筆者）では、かならずしも絶対にこの主義に固執する必要はない。実際にこの主義に反するという理由のもとに戦争犯罪人の処罰を全くできないことになれば、建設されようとしている世界の新しい秩序は骨抜きにされ、今度の戦争の世界史的意義が全く失われる」と書いている。そして度々使っている「実質」という言葉の意味は、「15年の長きに亘り日本は極端な侵略戦争を行ってきた。帝国主義的侵略を重ね、条約を無視し、正義に挑戦し驚くべき暴虐を行った。この誤った過去を清算し更正の道を開くのが裁判の真の目的であり意義である」と説明している。東大法学部入学直後にこの本に接した筆者は、法律学、特に国際法学とは何なのか、法律学者とは一体何者なのかという疑惑の雲に包まれてしまった。ちなみに当時天皇制にも反対を表明していた横田教授は、後年最高裁長官に任命されたし、文化勲章も受けている（注11）。

以上で東京裁判に対する批判的感想を終わるが、唯一その意義を認めたいのは、清瀬一郎弁護士による「堂々たる冒頭陳述」（注12）、ブレークニー弁護士等の優れた能力と努力による大活躍（注13）、パール判事の「日本無罪論」とよばれる少数意見（注14）等を通じ、

全面的日本悪者論に対する果敢な反論の表明が、法廷という場であるが故に可能となったことである。その点のみがわずかに日本の屈辱の場における救いであったと思われる。

昭和の日本の戦争、特に太平洋戦争に関する私見の記述を終えるに当たり、中村隆英著「昭和史」の記述を引用しておきたい。「第二次大戦は世界の帝国主義的支配の秩序を打破するきっかけとなった。アジア各国が独立を勝ちとったのはその重要な帰結であった。(東亜の解放でなく、自存自衛のみを唱って開戦した)日本は東亜の解放者として自ら誇ることは許されないが、後世史家によってこの一点においてのみ評価されることになるかもしれない(注15)。」

- (注1) 小学校の先生の多くは、師範学校の卒業生だった。家庭の事情で中学校に進む資力のない優秀な少年少女の中には、学資不要の師範学校に入る人がかなり多かった。(むろんそういう人達だけが入学したわけではなかっただろうが)立派な先生達の多かった一つの理由だったと思う。現在の初等中等教育についても最重要問題は教師として立派な人材の確保であり、学級人数の多寡などではないと思う。
- (注2) 海軍経理学校は、兵科士官の養成校である兵学校と同じシステムの主計科士官の養成校で、中学4年または5年から入学し、3年間の教育の後、少尉候補生に任官することになっていた。
- (注3) 歴大な裁判記録は読んでいないが、公判廷に通い続けた人達の著したものととして、富士信夫著「東京裁判」上下巻、朝日新聞東京裁判記者団著の同名書上下巻があり、また児島襄著同名書も臨場感ある著書である。この他10冊ほどの書物により以下の記述を行った。
- (注4) 江藤淳著「1946年憲法 - その拘束」によれば、占領軍の検閲方針文書に「削除または発禁処分対象項目」として、「GHQが憲法を起草したことに対する批判」「検閲が行われていることへの言及」等と並んで「極東軍事裁判批判」という項目があり、「一切の一般的批判または裁判に関係のある人物もしくは事柄に関する特定の批判」が挙げられていたという。
- (注5) 前掲朝日新聞東京裁判記者団著「東京裁判」より。
- (注6) 竹山道雄著「歴史的認識」に収められた「昭和史と東京裁判」より引

用。なお同氏は筆者の一高時代のドイツ語の主任教授だったが、ドイツ語を教えられたというより、むしろ欧州文明とは何かについての見識を学んだという印象が強い。

- (注7) 日本が戦闘行動を起こすとワシントンが判断し、マーシャル参謀総長の警告電報が各地防衛司令部に打電されたところまでは明らかになったが、何故ハワイの海軍部隊が何の用意もせず奇襲攻撃を受けることになったかは、この裁判の過程から不明である。これについて10数年間の研究の後1999年に公刊したというロバート・ステynet著「真珠湾の真実」は、日本への挑発計画が着々実施され、南雲艦隊のハワイ攻撃も十分予知した上で最初の一発を日本側に打たせることに成功したことを詳細に述べている。(本書に関し中西輝政教授は「60年たった今ようやく本当の歴史が語られ始めた」としている)。もしそうだとすれば米国は日本海軍の戦闘能力を大きく過小評価していたのかもしれない。
- (注8) 児島著前掲書より
- (注9) 例えばソ連の日ソ中立条約違反の侵略と50万の日本人の拉致、酷使等を含む暴虐に関し、家永三郎教授は「日ソ中立条約は日本が先に破った(関東軍特別大演習を指しているようだ……筆者)のだから日本はソ連を非難する道徳的資格がない」とソ連の対日宣戦布告は中立条約違反ではなく、逆に日本の対ソ侵略戦争があったとする判決を支持している。(細谷千博他編国際シンポジウム「東京裁判を問う」より)
- (注10) 例えば五十嵐武士、北岡伸一編「争論“東京裁判とは何だったのか”」の中にある藤田久一「東京裁判と戦争責任」
- (注11) ここでは日本軍の戦場での残虐のみが指摘されている。巷間よく聞かれる「日露戦争や第一次大戦の時に比し日本軍の行動が品格を失い、“国が変わってしまった”」という説にも異議を唱えるものではない。しかし連合国軍の残虐な行動も枚挙にいとまない。(例えばポールファッセル著「誰も書かなかった戦争の現実」など参照)。戦争はしょせん殺し合いであり、普通の人間を殺し屋に変える。だからこそ戦争はやってはいけないことなのだ。なお谷沢永一著「悪魔の思想」では横田のこの著書を徹底的に批判するとともに、彼が天皇を戦争の最高責任者とし、天皇制廃止論を展開したことも詳述している。
- (注12) 前掲朝日新聞記者団著「東京裁判」中の表現。また清瀬の冒頭陳述の全文は、清瀬著「秘録東京裁判」に収められている。
- (注13) ブレークニー弁護人の活躍を記述したものとして牛山圭著「文明の裁きをこえて」中の「正義は海を越えて」がある。その中で滝川政次

郎弁護人の次のような言葉が紹介されている。「我々は米人弁護人の労力と正義を愛する精神に深く感謝し、こういう弁護人をつけてくれた米国の人道主義に尊敬を払いたい」。また別の日本人弁護人の言葉として「彼等は敵国の戦犯容疑者のため何故かくも真剣に働いたか。……ただ自分の任務と名誉のためかくも誠実に行動したのだ」とある。

(注 14) 被告全員を無罪とするパール判事の意見書は、多数意見の判決文を上回る長文であったが、占領下においては出版が禁止されていた。また、田中正明著「パール博士の日本無罪論」は清瀬一郎が「パール判事」の精神を余すところなく伝えた名著であると評しているが、その中で、同博士が 1952 年再度訪日した時の言葉として、「肝心の日本においてこの裁判がいっこうに問題視されていないのはどうしたことか。無関心であるのは残念である。日本の今後の国民生活、ことに精神生活においてこの裁判の内容とその影響が非常に大きな作用をするものと考えている」と述べたと書かれている。

(注 15) 同様のことを多くの論者が発言している。「日本は敗北したとはいえ、アジアにおける西欧帝国の終焉を早めた」(クリストファ・ソーン「太平洋戦争とは何だったのか」)「日本が立派にやりとげたことは、アジアにおける植民地帝国の 19 世紀的構造を破壊することであった。戦争中日本により占領された土地のただ一つも旧主人たるヨーロッパ人によって満足にとりもどされたものはなかった」(林房雄著「大東亜戦争肯定論」中のオーエン・ラチモアの言葉)